

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成27年2月9日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成27年2月9日（月） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 議長の選挙
- 第4 常任委員の選任
- 第5 議会運営委員の選任
- 第6 議案第1号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで（提案説明）
- 第7 組合行政一般に対する質問
18番 角谷敏男 議員
- 第8 議案第1号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~

## 会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

~~~~~

出席議員（18名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 吉野 恭介 | 2番 岡田 信俊 |
| 3番 石田 憲太郎 | 4番 寺坂 寛夫 |
| 5番 砂田 典男 | 6番 金谷 洋治 |
| 7番 下田 敏夫 | 8番 河村 久雄 |
| 9番 川上 守 | 10番 谷口 雅人 |
| 11番 柳 正敏 | 12番 船木 祥一 |
| 13番 田村 繁巳 | 14番 房安 光 |

15番 上 杉 栄 一
17番 上 田 孝 春

16番 橋 尾 泰 博
18番 角 谷 敏 男

~~~~~

説明のため出席した者

|           |                 |           |
|-----------|-----------------|-----------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦   |
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 榎 本 武 利   |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 寺 谷 誠 一 郎 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 小 林 昌 司   |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人   |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一   |
| 事 務 局 長   |                 | 東 田 義 博   |
| 消 防 局 長   |                 | 村 上 義 弘   |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 勝 井 節 朗   |

~~~~~

事務局職員出席者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	中 村 英 夫
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	河 村 敏
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長	植 村 香 代 子
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任	増 田 和 人

~~~~~

午前10時0分 開会

○谷口雅人副議長 ただいまから、平成27年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から提出されました例月出納検査報告書及び、管理者から提出されました長期継続契約締結結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

そのほかに報告事項がありますので、書記長に報告させます。

○中村英夫書記長 御報告いたします。

鳥取市議会選出議員の任期満了に伴い、平成26年12月17日に同議会において選挙が行われ、吉野恭介議員、岡田信俊議員、石田憲太郎議員、寺坂寛夫議員、砂田典男議員、金谷洋治議員、田村繁巳議員、房安 光議員、上杉栄一議員、橋尾泰博議員、上田孝春議員、角谷敏男議員、以上12名の方々が選出されました。

以上、報告を終わります。

○谷口雅人副議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 日程第1 議席の指定

○谷口雅人副議長 日程第1、議席の指定を議題とします。

議席につきましては、会議規則第4条第2項の規定により、議長が指定します。

その議席番号及び氏名を書記長に朗読させます。

○中村英夫書記長 朗読いたします。

1番吉野恭介議員、2番岡田信俊議員、3番石田憲太郎議員、4番寺坂寛夫議員、5番砂田典男議員、6番金谷洋治議員、13番田村繁巳議員、14番房安 光議員、15番上杉栄一議員、16番橋尾泰博議員、17番上田孝春議員、18番角谷敏男議員、以上朗読を終わります。

○谷口雅人副議長 ただいまの朗読のとおり議席を指定しました。

### 日程第2 会期の決定

○谷口雅人副議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から2月10日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷口雅人副議長 御異議なしと認めます。したがって会期は2日間に決定しました。

### 日程第3 議長の選挙

○谷口雅人副議長 日程第3、議長の選挙を行います。

現在、議長が欠員となっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷口雅人副議長 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名につきましては、副議長が行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷口雅人副議長 御異議なしと認めます。したがって、副議長が指名することに決定しました。

議長に14番房安 光議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました房安 光議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷口雅人副議長 御異議なしと認めます。したがって、房安 光議員が議長に当選されました。

ただいま当選された房安 光議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をします。

房安 光議員、ごあいさつをお願いします。

〔房安 光議長 登壇〕(拍手)

○房安 光議長 ただいま行われました選挙におきまして、議長の指名を受けました房安光です。

東部広域行政管理組合が直面する課題の解決に、又各種施策の円滑な運営により住民福祉の向上が図られますよう議会の活動を通じて貢献してまいりたいと思います。公平公正な議会運営に努め、議会の役割をしっかりと果たしていく所存でございます。

議員各位の御指導、御協力をよろしくお願ひし、就任の御挨拶といたします。

どうもありがとうございます。(拍手)

[谷口雅人副議長自席着席、房安 光議長議長席着席]

○房安 光議長 議事を続行します。

#### 日程第4 常任委員の選任

○房安 光議長 日程第4、常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、2番岡田信俊議員、6番金谷洋治議員、13番田村繁巳議員、14番房安 光、16番橋尾泰博議員、18番角谷敏男議員、以上6人の方々を総務消防委員に、1番吉野恭介議員、3番石田憲太郎議員、4番寺坂寛夫議員、5番砂田典男議員、15番上杉栄一議員、17番上田孝春議員、以上6人の方々を福祉環境委員にそれぞれ指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○房安 光議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方々をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

#### 日程第5 議会運営委員の選任

○房安 光議長 日程第5、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、1番吉野恭介議員、5番砂田典男議員、6番金谷洋治議員、13番田村繁巳議員、16番橋尾泰博議員、以上5人の方々を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○房安 光議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方々を議会運営委員に選任することに決定しました。

#### 日程第6 議案第1号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで(提案説明)

○房安 光議長 日程第6、議案第1号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで、以上7案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

○深澤義彦管理者 本組會議会定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、本組合の喫緊の課題であります新可燃物処理施設整備の取り組み状況について御報告いたします。

ごみ焼却施設建設差止訴訟につきましては、昨年の11月26日に第19回口頭弁論が行われ、双方において、新たな主張や立証が無いことが確認され、結審となりました。今後は本年3月25日に判決となりますが、判決は判決として、この事業を推進するためには地元の皆様へ誠意をもってお願いし、御理解していただくことが最も重要であると考えており、引き続き全力で努力してまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

まず、議案第1号の平成26年度一般会計補正予算につきましては、総額3,521万9千円の増額を、議案第2号の因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算につきましては、総額478万9千円の減額を行うものです。これらは事務事業の決算見込み等に基づいて、計上しております。

次に議案第3号は平成27年度一般会計予算に関する案件です。予算規模は53億3,299万8千円、前年度当初予算に比べて4億1,943万3千円の増、伸び率といたしましてプラス8.5%の予算を計上しております。

その概要を申し上げますと総務費は庁舎等管理事務費など義務的な経費を計上しております。民生費では、介護保険法の改正に対応するための介護認定審査システム改修費、介護認定審査会及び障害者総合支援審査会の運営などに必要な経費を計上しています。衛生費につきましては、可燃物処理施設の建設促進を図るために現時点で必要な予算及び鳥取県東部環境クリーンセンターに設置している破砕機ローターの更新に係る経費などを計上しています。因幡霊場やリファレンスいなば等の施設の管理運営につきましては、指定管理者制度の運用などにより業務の効率化と経費の節減に努めています。消防費につきましては、老朽化等により整備が喫緊の課題となっております鳥取消防署東町出張所につきまして、平成28年度の供用開始に向けて新築工事を進めており、これに伴う経費などを計上しています。消防車両等につきましては、計画的に整備することが必要であるため、本年度は消防ポンプ自動車2台、救助工作車及び高規格救急自動車各1台の更新整備を行うこととしております。公債費につきましては、平成24年度に整備いたしました消防救急デジタル無線整備事業の起債償還に当たり、本年度からこれまでの利子償還に加え、元金償還が始まることから7,588万6千円、前年度比27.6%の増となるものです。

議案第4号の平成27年度因幡ふるさと振興事業費特別会計予算につきましては、東部圏域のPR事業を実施するとともに、鳥取・因幡観光ネットワーク協議会と連携し、広域観光を推進してまいります。

議案第5号は行政手続法が一部改正されたことに伴い、本組合における行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する手続等を規定するものです。

議案第6号は鳥取消防署東町出張所新築（建築）工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、必要な議決を得ようとするものです。

議案第7号は特別職の人事に関する案件です。議員選出監査委員の任期満了に伴い、新たな委員を選任するにあたり、本組規約第12条第2項の規定に基づき、議会の同意を得ようとするものです。その職務の重要性に鑑み、慎重に検討いたしました結果、鳥取市吉方温泉三丁目502番地、上杉栄一氏を選任したいと存じますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

以上、今回提案いたしました議案についてその概要を説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 日程第7 組合行政一般に対する質問

○房安 光議長 日程第7、組合行政一般に対する質問を議題とします。

議長に発言通告書が提出されておりますので発言を許可します。

18番角谷敏男議員。

[18番角谷敏男議員 登壇]

○18 番角谷敏男議員 早速質問に入ります。

1月に答申された一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改訂案についてお聞きをいたします。国は2000年に従来の大量生産、大量消費、大量廃棄による浪費型社会の転換を目指すために、廃棄物に関して3R、リデュース発生抑止、リユース再使用、リサイクル再利用を基本として循環型社会形成推進法を制定しました。そして、一昨年、国が発表した第3次循環型社会形成推進基本計画では、リサイクルよりも高い2R、リデュースとリユースの取り組みが遅れているほか、廃棄物等から有用資源を回収する仕組みも十分行われているとはいえ、それらを的確に把握する指標も十分整備されていないと認めていますように、今も出た廃棄物をいかに処理するかというのが中心です。ヨーロッパでは主流となっている製品に対する生産者の責任を廃棄物処理の段階まで拡大する拡大生産者責任の具体化は横に置いたままで、自治体と住民に負担と責任を負わせるごみ焼却中心の行政、ごみ手数料の有料化など従来の延長線上の取り組みです。近年では焼却施設について改修、長寿命化への対応から、一層国のごみ発電機能等の大型焼却施設の建設や、エネルギー回収という最新鋭の施設建設に重点を置く動きがあるといわれております。

こうしたなかで東部広域では一昨年の秋にパブリックコメントが行われ、その後、新可燃物処理施設整備計画が決定されました。今回の基本計画改訂案においてもその概要と方針、施設規模、処理方式、事業実施方式などが盛り込まれております。ごみ問題の解決は施設周辺の住民だけでなく全住民の問題です。環境保護、資源確保に影響を与え、また住民サービス行政の財政にも関わる課題です。だからこそ有効に必要な対策と推進は、住民の理解、協力と合意が不可欠です。パブリックコメントも単にお決まりの行政対応ではなく、意見を汲み取った十分な説明と実行への責任を果たすことが求められます。

こうしたごみ問題への対応を踏まえていくつか質問をいたします。まず1つは新可燃物処理整備計画に対する意見、要望の対応について、2点質問します。1つは、新可燃物処理施設整備計画の処理方式は、ストーカー式、シャフトガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式による3つの焼却方法です。どの方式を選定するかは今後決められますが、圏域住民から寄せられた意見の中に焼却残渣の処理、資源化について質問がありました。その回答の中で焼却灰等の処分については埋め立て処分するが、セメント材料等の原料化としての再利用及び山元還元することの検討、また、ガス化溶融方式では、メタル、スラグ、飛灰の排出について路盤材原料やセメント原料等としての再利用及び山元還元することの検討という当局の見解が示されております。

今回の基本計画の新可燃物処理施設の整備概要のなかでも同様な説明があります。専門家のなかにはこうした路盤材やセメント原料の活用に関して、安全性や技術の未確立、多額の設備投資による経済性を指摘する声があり慎重にすべきではないかと考えます。どのように検討されるのか、質問をいたします。

2つには新可燃物施設について、住民から地元集落だけでなく周辺集落にも説明に来てほしいという意見がありました。当局の回答はまず施設建設について御理解をいただくため、地元地権者集落を中心に行っています。その他周辺集落等の説明についても開催を検討していきますとなっております。この回答から1年を過ぎておりますが開催予定はあるのか、具体的にいつ行うのか質問をいたします。

2つ目には、ごみの発生量及び処理の見込みについてです。東部圏域のごみの排出抑制目標について計画の改訂案では、今後も排出抑制対策を継続しごみ処理の有料化によるごみ効果も見込み、ごみ処理の有料化によるリバウンドを防止し、ごみの排出量を維持していくものとしますと、こうなっております。これはごみの減量化の推進ではありません。なぜ、今日のごみ処理や環境資源への取り組みが生かされたごみの排出量の削減

とか、減量化が目標にならないのか、1市4町の取り組みがリバウンドの防止に変わっているのか、近年の実態の傾向を含めて質問をいたします。

3つ目には廃プラスチック類の取り扱いについてです。基本計画の改訂案では廃プラスチック類の取り扱いについて、分別は自治会などの努力や住民の協力により住民に定着している実態がある一方で、マテリアルリサイクルが困難であり、洗って排出することにより、住民生活や環境への過度な負荷が生じる恐れのある等の課題があると見受けられるという認識を示しております。そのうえでの今後の取り扱いについては、ごみ処理施策においてはごみの減量を進めるために処理が必要となるごみについては、ごみの持つエネルギーを高効率に利用していくことが求められるとし、新可燃物処理施設の稼働にあたっては、今後、住民の意見や経済優位性等を確認しつつ、プラスチックごみのうち汚れたプラスチックごみについては焼却することにより、熱エネルギーとして有効に活用していくことを検討していくものとするという答申になっております。

この基本計画の改訂案に対して複数の新聞報道によれば、深澤管理者は焼却が合理的かもしれないが、従来から住民が分別に取り組んできたこともあり十分に検討したい。プラスチックを物質として捉えるか、熱エネルギー源として捉えるのか、議論が分かれている。市民に十分説明して、どういった説明、どういった進め方が良いのか検討したいと話しています。汚れたプラスチックの扱いについてはこれまでの議員全員協議会での議論がされ、住民の意見も出されております。今回の計画案について管理者の新聞報道での発言の真意など、より具体的な説明を求めます。

最後は事業者の役割とごみの減量化についてです。ごみの排出量の将来推計はごみを増加させないとし、人口減少による年間のごみは減少する見込みとしております。可燃物について言えば収集ごみ等事業系のごみを合わせた平成25年度の実績は6万571トン、計画目標の31年度は5万9,788トンで1.3%、783トンの減少です。そのなかで収集による可燃物、いわゆる家庭系ごみでは平成25年度の実績は3万4,303トンで、計画目標の31年度は3万3,459トンでマイナス2.5%、844トンの減少です。一方、事業系の可燃ごみは平成25年度の実績は2万1,085トン、計画目標の31年度は2万976トン、マイナス0.5%、107トンに過ぎません。事業系の可燃物への取り組みによる減量がこの程度にしかならないのは、これまでの取り組みが反映しているものでその延長線上の範囲です。これで本当にいいでしょうか。事業所の役割のなかで事業所のごみ減量化、再資源化の推進として、ペーパーレスの推進、食品製造業や旅館、飲食店等の生ごみの対策の推進等、施策はいくつか書かれております。これらを実行しても0.5%しか減少しないということなのか、改めて事業所ごみの目標の考え方についてお聞きをいたします。以上で登壇の質問といたします。

○房安 光議長 深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

○深澤義彦管理者 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について、角谷議員よりいくつかお尋ねをいただきました。

順次、お答えをさせていただきます。

まず、可燃物処理施設から排出をされます焼却残渣の処理や資源化について、専門家の中には技術の未確立、経済性を指摘するといった声もあり、慎重に検討すべきではないかといったお尋ねでございます。焼却後に排出をされます焼却残渣の処理や資源化の方法はそれぞれの処理方式によって異なっております。この焼却残渣の取り扱いにつきましては、今後、廃棄物工学の専門家等で構成をされております可燃物処理施設整備検討委員会におきまして、安全性や経済性など総合的に検討していただくこととしておるところでございます。

次に新可燃物処理施設整備計画についてであります。周辺集落等への説明会の開催予定等についてお尋ねをいただきました。この新可燃物処理施設整備計画につきましては、これまで建設同意をいただくべく、地権者集落を中心に説明会を行ってきたところであります。その結果、現在、地権者6集落のうち5集落につつま

しては施設建設について御理解をいただき、建設に同意する旨の文書をいただいているところでございます。同意をいただけない1集落につきましても早期に御理解をいただけるように、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。まず、地権者集落を中心とした説明会を開催をしていくことが必要であると考えておまして、周辺集落等への説明会につきましても適切な時期を捉えて実施してまいりたいと考えております。

なお、本事業の整備計画につきましても構成市町の広報誌にその概要を掲載するなど、周知を図ってきておるところでございます。

次に、東部圏域のごみの排出抑制目標について、計画案では今後も排出抑制対策を継続しごみ処理の有料化による効果も見込み、ごみ処理の有料化によりリバウンドを防止しごみの排出量を維持していくものとしておるということになっておまして、その方針もリバウンドを防止するとされておるところであるが、なぜ排出量の削減や減量化が目標にならず、1市4町の取り組みがリバウンドの防止に変わっているのかといったお尋ねをいただきました。これにつきましては事務局長より答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、汚れたプラスチックごみについてお尋ねをいただきました。管理者のほうで複数の報道機関等に対して発言をしておる真意等について具体的に説明を求めるといったお尋ねでございました。廃プラスチックの取り扱いにつきましては、今までどおりプラスチックごみ、ペットボトル、白色トレイ、この3種分別を継続する方針であります。そのなかで汚れたプラスチックの取り扱いにつきましては、熱回収をするのか、物質として回収するのか、マテリアルであるか、サーマルであるか、いろんな議論もあったところでありまして、廃棄物等審議会が慎重審議されました答申についてこれは真摯に受け止めておるところでございます。従来から、圏域住民の皆さんが分別に取り組んできていただいたといった経緯等も踏まえまして、これから慎重に検討して総合的に判断をしていく、そういったこれは課題であるというふうにお尋ねをいただいております。

次に、事業所ごみの減量化等についてお尋ねをいただきました。0.5%しか減少しないということなのかというふうなお尋ねでありました。この事業系ごみの減量化は大きな課題であると考えておまして、減量化へ向けてこれからは構成市町と連携を図りながら、協働して進めていかなければならないと考えています。また一方では、この東部圏域で新たな事業所の進出が進んできているといった状況もございまして、なかなか大幅な減量は現時点では見込めないのではないかと考えておまして、こういった数値で計画をさせていただいております。しかしながらこれからは事業所ごみの事業系のごみの減量化は引き続き取り組んでいかなければならない課題であると考えておりますので、1市4町連携してしっかり取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○房安 光議長 東田事務局長。

○東田義博事務局長 角谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

ごみの排出の実態と傾向、また排出抑制の目標にごみの減量化後のリバウンド防止を挙げた理由をお答えしたいと思います。東部圏域全体のごみの排出量でございますけれども、現在まで1市4町が減量化に取り組んできた結果、実態といたしましては平成12年度をピークに年々減少してまいっております。特に排出量の85%余りを占める鳥取市が平成19年度にごみの有料化を実施して以降、急激に減少してまいりました。平成22年度以降は若干の増減はあるものの横ばいの傾向となっております。また、排出抑制の目標にごみの減量化後のリバウンド防止を挙げた理由でございますが、ごみの有料化をした後は全国的にリバウンドの傾向が見られることから、市町におけるごみの排出抑制対策を継続しながらリバウンドの防止を図ることが重要であると考えたものでございます。以上でございます。

○房安 光議長 角谷敏男議員。

○18番角谷敏男議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。



新可燃物の処理施設整備計画に対する住民からの意見要望の対応についてであります。焼却残渣のその後の処理対応については、委員会で今後、総合的に検討するという答弁でありますので、再度、今日ここでやるということは控えてまた状況を見ながら質問をさせていただきます。

具体的にお聞きしたいのは住民への説明会についてであります。もう1点、お尋ねしたいのはそのパブコメで、パブコメにかける前にきちんと住民説明会の開催を求める意見が出されておりました。当局の回答は今後、構成市町と連携を図り、住民の皆様にも周知したいと考えており必要に応じて説明会も行っていきたいと思います、こういうふうに回答しておられます。お聞きしたいことは必要に応じてという、必要に応じてとはどういうやっぱり課題や計画の時なのか。今回こういう処理の基本計画の改訂案が出されたわけで、近いうちに最終決定されるのかなというふうに受け止めておりますが、その住民への説明会をこのときにしないのか、どのように考えておられるか、これ1点だけお尋ねをしておきたいと思っております。

2つ目のごみの発生量及び処理量の見込みについてであります。今、局長から全国的にごみの袋の有料化以降ですね、リバウンドの傾向があるという趣旨の答弁でありました。しかし自治体によってはですね、さらなる減量化策を行って減量化を取り組んでおるところもあるということだけは紹介をしておきたいと思っております。私がもう一度お尋ねしたいのはですね、ごみ処理の有料化の減量化についてはですね、この基本計画の改訂案ではですね、こういう記述になってるわけです。数年以内に慣れ等によりごみの増加に転じる場合がありますということ、転ずる場合がありますという表現でちょっと慎重な書き方で全国的な傾向はこのリバウンドの傾向があるという局長の答弁とはちょっと違うように聞きます。この記述はリバウンドの防止と排出量の維持がですね、東部広域の精一杯の取り組み、市町との連携、市町の方針との合致、共同歩調であるということなのか、そういうですね、基本姿勢がそういう共同歩調なのかということなんだろうかと。そうだとしますと東部広域は真剣に減量化に取り組む姿勢がないと言われるんじゃないかなと。規模としてはすでに1日240トンというごみの排出量に対する処理の規模が決まっておりますけれども、この新可燃物の施設規模に合わせたごみの排出量の目標ではないかと受け止められる、そういう受け止められても仕方ないじゃないかなというふうな気もしないわけでありまして。そうでないなら、リバウンド防止ではなく、市町と減量化に新たに取り組む姿勢をですね、やはり示していくべきじゃないかなというふうに思うわけでありまして、この点についていかがお考えでしょうか。ちなみにですね、紹介しときますとやはりこの24年や25年度のごみの排出の実態数値と比べてですね、31年度の目標をみますとですね、やはりこの市町の中でも1人当たりのごみ排出量がマイナス3.1からですね、プラスの2.7、こういうちょっと違いがあるわけですね。それから収集ごみの可燃ごみも、1日1人当たり排出量としてみますと、あるところはプラス3.9グラムになるだけけどある町はマイナス2.8の取り組みになるというふうに違うわけですね。今日はあえて1市4町の名前は出しませんが。ただ一言いえば、鳥取市はその10グラムですね、10グラム、この総排出量がですね、31年度と25年度比べると増えるわけです。収集ごみでいわれる可燃ごみも2.3グラム増えることになってるわけですね。だから人口の多い鳥取市の位置っちゃうのは大事だなということがこの点でも言えると思っております。この点でですね、改めてちょっと質問が前後しましたがけれども、市町の減量化に取り組む姿勢とやはりこの新たに取り組むものを示していくべきじゃないか、そういう点についての広域としての考え方をお尋ねをしておきたいと思っております。

それから確認なんですけれども、3番目の廃プラスチックの取り扱いについての確認であります。簡単に確認をいたしますと汚れたプラスチックごみについてはですね、一昨年の12月の新可燃物処理計画においてですね、それまでのパブリックコメントの意見を参考にして次のように変えられました。これまでどおり水で軽く洗って分別排出することを基本にします。ただし水で洗っても落ちない著しく汚れたプラスチックごみの取り扱いについては、住民の負担の軽減、水環境への負荷軽減等を考慮しながら、具体的な取り扱いについて今後

供用開始まで構成市町と十分協議しますということでこういうふうに変えられております。最初は、焼却エネルギー発電に、もうとにかく汚れてたらそちらに活用するんだという記述をパブリックコメントを踏まえて変えられた。確認したいのは、これは当然、今回の基本的なごみ処理基本計画の改訂案での考え方として受け止めてよろしいでしょうか。この点を1点確認したいと思います。

それから、事業ごみの役割とごみの減量化についてであります。お尋ねしたいのはですね、2点であります。この計画の冒頭の趣旨にですね、企業の協力が得られる抑制策という、そういうことも進めていくということではありますが、具体的にどのような提案や指導をなさるのか、この点について1点お尋ねをしたいと思います。

それから、ホームページにこの基本計画案が掲載されておりますが、その55ページに事業所啓発の推進として3Rを推進するためにですね、事業者に対してごみの発生抑制、再使用の推進、さらに商品の販売流通において、過剰包装の自粛、店頭回収の促進等に努めるよう商工会議所等と連携した啓発について検討をしていますと書かれております。事業所が最も多い鳥取市でいけばですね、この25年度実績はですね、2万517トン、31年度は2万396トンになって、0.6%ぐらいしか減らない数字になっているわけです。市町との連携を強調しておられますので、こうした事業所の多い鳥取市との連携と具体策について、来年度以降、具体的な取り組みがどうなっているのか、この点、お尋ねをしておきたいと思います。以上です。

○谷口雅人副議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

○深澤義彦管理者 4点についてお尋ねをいただきました。お答えをさせていただきます。

まず整備計画について、東部広域は今後、構成市町と連携を図って住民の皆様にも周知したいと考えており、必要に応じて説明会を行っていきと見解を示していると。この必要に応じてがどういった内容なのかといったお尋ねをいただきました。整備計画等につきましては本組合ホームページに掲載しておりますが、地域や構成市町からの要望等も踏まえまして、随時、説明会も開催をしたいと考えております。また今後、事業計画等に大きな変更が生じた場合等には、説明会の開催等など適切な対応をしてみたいとこのように考えております。

次にごみのリバウンド等に関連をしてお尋ねをいただきました。東部広域は真剣に減量化に取り組んでいく姿勢がないのではないかとといったことでありまして、リバウンドの防止ではなく、市町と減量化に取り組む姿勢を示していくべきではないかとといったお尋ねでございます。一般廃棄物の減量に関しましては御承知のように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第4条第1項に市町村の責務というふうに規定をされておまして、ごみの減量化等は構成市町が行うこととなっております。現時点での新可燃物処理施設の規模、これは日量240トンということでありまして、これは構成市町の減量化計画等も参考に設定をされたものでありますが、可燃ごみの減量化は新可燃物処理施設整備に大きく関わってくることから、今後も構成市町担当課長会議等で情報を共有するなど、構成市町と緊密な連携を図り、さらなるごみ減量化に取り組んでいきたいと考えているところであります。これからもさらなる減量化、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

次に、汚れたプラスチックごみについての取り扱いについて、計画の基本的な考え方と受け止めてよいのかといったお尋ねでありました。ごみの分別につきましては現状の分別形態を基本といたしますが、この汚れたプラスチックごみの取り扱いにつきましては、これまでの議論やこのたびの答申を踏まえまして構成市町と十分協議をして慎重に検討をしていくべき課題であるというふうに考えておまして、これは現段階の計画の基本的な考え方であります。

次に、事業ごみの関係で事業所の多い鳥取市との連携と具体策についてお尋ねをいただきました。このごみの抑制策につきましては、構成市町において現在までの取り組みを踏まえまして、今後、事業者と協議をしな

から計画を策定して減量を推進していくこととなります。事業者が多く所在をしております鳥取市におきましては、平成 27 年度も継続してごみ減量等推進優良事業所認定制度を初め、従業員数概ね 100 人以上の事業所を訪問いたしまして、指導、助言を行うなど積極的な減量化へ向けた取組を推進をしていくということであり、本組合といたしましても鳥取市と情報を共有するなど、連携を図りながら減量化への取り組みを推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○谷口雅人副議長 18 番角谷敏男議員。

○18 番角谷敏男議員 住民のまず説明会についてであります。適切な時期ということもおっしゃっておりますし、今後は必要に応じてについては適切な対応ということでもあります。今日までの新しい可燃物の建設の対応をみますと、やはりどうしても地権者中心の対応でそこがうまくいかないということも問題としてはありました。同時に私はこの 1 市 4 町、市町でやっている全住民の問題でもあるわけですから、やはりそこに視野をおいた行政の情報提供なり、住民への必要な情報の公開だとか、ごみ行政への理解等をやはり強めなければこの問題というのは前に進まないんじゃないかという印象を持っております。

最後になりますけど、裁判が行われているわけですが、以前、副管理者のときであった深澤管理者が工事着工をやる時にはやはりこの当該の裁判の当事者の部落の合意も全力で誠意をもって対応するというところをおっしゃっております。そのぐらいの気持ちを全住民に対しても示していただきますよう要望して、この要望にとどめておきたいと思っております。

具体的な質問はごみの発生量及び処理量の見込みについてであります。私は先ほどの答弁聞いて、市町で情報共有して緊密な連携をとってやるとおっしゃってるわけですが、やはりその排出するところのそこに排出処理をする、処理を責任を持つ東部広域が 1 市 4 町のごみの排出量の推計に基づいたとはいえ、リバウンドを防止するという表現に変えられる。有料化になつてればそれが慣れが生じてリバウンドが生じるという認識で取り組みばですね、今、一生懸命取り組んでる事業者ないし住民がですね、これ以上やってももう減らないのかと。増えるだったら仕方ないのかと。そういうですね、何とか、取り組みに当たってのですね、住民の姿勢が変わってしまうんじゃないか、意識が変わるんじゃないかということを私は本当に危惧をいたしております。むしろですね、減量化に取り組んでいる人たちや事業者の熱意に水を掛けることがあっては私はいけません、私は思うわけでこの表現はですね、こういう方針はですね、本当に改めていく、慎重にこの表現を変えなきゃいけないと私は率直に思います。この点について、局長、管理者の所見を最後、お尋ねしときたいと思っております。

それから、廃プラスチックの取り扱いについてでありますけれども、私が一番確認したかったには水を洗っても落ちない著しく汚れたごみについては焼却燃料のエネルギーにする。しかし、軽く水で洗うものは引き続いてこのプラスチックごみとして処理をしていくんだ、分別していくんだということに変わりないかという点でありますので、この点もう一度確認をしたいと思っておりますので御答弁をお願いしたいと思います。

最後は事業所のごみの減量化についてであります。鳥取市の例を出されておりますが、以前、ここでも紹介しましたが、聞いてみますと六十数社でありまして、ある収集運搬の業者は 2,600 社ぐらいと契約しているということでありまして、100 人以上というのが六十数社であるということをお尋ねしております。圧倒的にはですね、やっぱり零細、小規模の本当に企業の方が多いと思っております。私が具体的に再度お尋ねしたいのはもっと広域がですね、こうした事業者、住民だけじゃなくてこの事業所に対して環境学習なり、また、そういうことを事業者向けに行ってはどうか。分別、減量化の説明会や講習会を行うこともですね、やはり検討していくべきじゃないかなというふうに思うわけで、事業所がですね、具体的な施策に積極的に自発的に取り組む動機付け、働き掛けをですね、もっと強める必要があるのではないかと。この点についての管理者

の御所見をお尋ねをしておきたいと思えます。以上です。

○谷口雅人副議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

○深澤義彦管理者 3点についてお尋ねをいただきました。

まず、リバウンドに関連して、事業所の皆さん、住民の皆さんの意識、姿勢、変わるのではないかとといった御懸念を表明をされたところではありますが、このリバウンドの防止ということを計画の中でも位置付けておりますがこれは先ほどもお答えをさせていただきましたように、まずはそういった現象が生じるということで、このリバウンドの防止に取り組んでいこうということではありますが、基本的にやはりこのごみの減量化は引き続き取り組んでいくべき大変重要な課題でありまして、これも先ほどお答えをさせていただきましたように新しい可燃物処理施設の施設規模にも関わってくるということでありまして、さらに減量化を進めていくと。このことは引き続き取り組んでいかなければならないというふうと考えておるところであります。

また、汚れたプラスチックの取り扱いについて重ねてお尋ねをいただきました。これにつきましても先ほどお答えをさせていただきましたように、基本的には現状の分別形態を基本としていきたいと考えておりますが、この汚れたプラスチックごみの取り扱いにつきましても、先般、答申をいただいたところでありまして、こういった答申の趣旨も十分踏まえながら、また、現在まで取り組んできましたこの分別等についてこういった経緯も十分踏まえてこれから慎重に検討していくべき課題であるというふうと考えております。基本はやはり現在まで行ってきております分別形態をとということであります。

次に、事業所ごみの減量化に関連してお尋ねをいただきました。事業所に対しましての啓発については事業所が所在をしております構成市町で実情に合わせて、それぞれ実施をしていくことによりましてきめ細やかな施策が講じられていくと、このように考えております。したがって本組合といたしましても、構成市町とこれまで以上に情報を共有しながら連携を図って、この問題にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○谷口雅人副議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

[15番上杉栄一議員 退場]

#### 日程第8 議案第1号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで（質疑・委員会付託）

○谷口雅人副議長 日程第8、議案第1号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで、以上7案を一括して議題とします。

これより7案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○谷口雅人副議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についての委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○谷口雅人副議長 御異議なしと認めます。したがって、本案の委員会付託は省略することに決定しました。

[15番上杉栄一議員 入場]

○谷口雅人副議長 議案第1号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで、以上、6案は審査のため、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれで散会します。

午前10時59分 散会

# 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成27年2月10日（火曜日）

## 議事日程（第2号）

平成27年2月10日（火） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議案第1号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について（討論・採決）
- 第3 閉会中の継続調査について

### 会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

### 出席議員（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 吉野恭介  | 2番  | 岡田信俊 |
| 3番  | 石田憲太郎 | 4番  | 寺坂寛夫 |
| 5番  | 砂田典男  | 6番  | 金谷洋治 |
| 7番  | 下田敏夫  | 8番  | 河村久雄 |
| 9番  | 川上守   | 10番 | 谷口雅人 |
| 11番 | 柳正敏   | 12番 | 船木祥一 |
| 13番 | 田村繁巳  | 14番 | 房安光  |
| 15番 | 上杉栄一  | 16番 | 橋尾泰博 |
| 17番 | 上田孝春  | 18番 | 角谷敏男 |

### 説明のため出席した者

管理者 鳥取市長 深澤義彦

|           |                 |           |
|-----------|-----------------|-----------|
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 榎 本 武 利   |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 寺 谷 誠 一 郎 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 小 林 昌 司   |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人   |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一   |
| 事 務 局 長   |                 | 東 田 義 博   |
| 消 防 局 長   |                 | 村 上 義 弘   |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 勝 井 節 朗   |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	中 村 英 夫
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	河 村 敏
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 幹	金 岡 正 樹
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任	澤 田 雪 絵

~~~~~

午前10時0分 開議

○房安 光議長 おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

○中村英夫書記長 御報告いたします。

昨日開催された議会運営委員会において委員長に6番金谷洋治議員が、総務消防委員会において委員長に16番橋尾泰博議員が、福祉環境委員会において副委員長に3番石田憲太郎議員がそれぞれ選出されました。

以上、報告を終わります。

○房安 光議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第1号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○房安 光議長 日程第1、議案第1号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで、以上6案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。

各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、16番橋尾泰博議員。

〔16番橋尾泰博議員 登壇〕

○16番橋尾泰博議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。議案第1号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第2号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算、議案第3

号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第4号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算、議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合行政手続条例の一部改正について、議案第6号工事請負契約の締結について、以上6案はいずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○房安 光議長 福祉環境委員長、12番船木祥一議員。

〔12番船木祥一議員 登壇〕

○12番船木祥一議員 福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。議案第1号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第3号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分、以上2案はいずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

以上報告を終わります。

○房安 光議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○房安 光議長 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。通告により、発言を許可します。

18番角谷敏男議員。

〔18番角谷敏男議員 登壇〕

○18 番角谷敏男議員 私は提案された議案のうち、議案第3号一般会計予算について、反対をしますので意見を述べます。

この予算で措置されている組合のホームページの更新費用、鳥取消防署東町出張所新築費用、消防・救急車両の更新など必要な費用は認めるものですが、新可燃物処理施設整備に関係するものを認めることはできません。今議会でも、当局の考え方は変わらず、施設建設を一部の地域の狭く限定した対応のみであります。施設建設予定地以外の住民への説明、またごみの減量化を含めた一般廃棄物処理基本計画に対する住民への説明も、いまやるべき時期でもあるにも関わらず、直接説明する姿勢は見られないように東部圏域住民全体の問題として位置付けて施設建設を取り組もうとしていないことは重要な問題です。

また、東部広域が一集落から裁判が提訴されているように、住民から遠い存在の行政になっております。これ以上建設予定地の集落から行政不信や周辺住民の間に対立感情をつくり出さないためにも、東部広域が関係住民を含めた全住民と向き合い、説明会の開催などに最大限の努力をすることが、真摯な説明責任を果たすべきことであり、誠心誠意の態度です。

この施設建設計画は凍結し、場所ありきや出たごみの処理中心のやり方を改め、ごみの発生抑制を含めた問題解決への取り組み方針・計画も提案しつつ、施設規模などの住民の理解と合意、ごみ施設の設置の在り方と候補地の再検討を行うべきであります。

以上、この予算に対する反対討論とします。

○房安 光議長 以上で討論を終わります。

これより、採決します。

まず、議案第1号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定するこ



とに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成26年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合行政手続条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[15番上杉栄一議員 退場]

## 日程第2 議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について（討論・採決）

○房安 光議長 日程第2、議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてを議題とします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○房安 光議長 討論なしと認めます。

これより、本案を起立により採決します。

お諮りします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定しました。

[15番上杉栄一議員 入場]

### 日程第3 閉会中の継続調査について

○房安 光議長 日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配布してありますとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○房安 光議長 御異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

これで、平成27年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時13分 閉会